令和４年第１回

各務原市議会定例会議案

令和４年２月２５日

目　　次

専第　１号	専決処分の承認について（令和３年度各務原市一般会計補正予算（第１４号））	別冊
議第　１号	令和４年度各務原市一般会計予算	別冊
議第　２号	令和４年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第　３号	令和４年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第　４号	令和４年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第　５号	令和４年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第　６号	令和４年度各務原市下水道事業会計予算	別冊
議第　７号	令和３年度各務原市一般会計補正予算（第１５号）	別冊
議第　８号	令和３年度各務原市一般会計補正予算（第１６号）	別冊
議第　９号	令和３年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	別冊
議第１０号	令和３年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	別冊
議第１１号	令和３年度各務原市下水道事業会計補正予算（第２号）	別冊
議第１２号	各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	１頁
議第１３号	各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について	３頁
議第１４号	各務原市消防団条例の一部を改正する条例について	５頁
議第１５号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	８頁
議第１６号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	１０頁
議第１７号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	１２頁
議第１８号	各務原市百歳祝い金条例を廃止する条例について	１５頁
議第１９号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	１７頁
議第２０号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	１９頁
議第２１号	各務原市学校給食費に関する条例について	２１頁
議第２２号	各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例について	２４頁
議第２３号	各務原市文化財保護条例の一部を改正する条例について	２６頁
議第２４号	各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について	２８頁

議第２５号　各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例について　３０頁
議第２６号　市道路線の認定について（市道蘇北７９９号線ほか２路線）　３２頁
議第２７号　市道路線の認定について（市道那１１５４号線）　３６頁
議第２８号　市道路線の廃止について（市道那１０９２号線）　３８頁
議第２９号　各務原市教育委員会委員の任命について　４０頁
議第３０号　各務原市監査委員の選任について　４２頁
議第３１号　各務原市公平委員会委員の選任について　４４頁
議第３２号　各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について　４６頁
議第３３号　各務原市農業委員会委員の任命について　４８頁
議第３４号　各務原市農業委員会委員の任命について　５０頁
議第３５号　各務原市農業委員会委員の任命について　５２頁
議第３６号　各務原市農業委員会委員の任命について　５４頁
議第３７号　各務原市農業委員会委員の任命について　５６頁
議第３８号　各務原市農業委員会委員の任命について　５８頁
議第３９号　各務原市農業委員会委員の任命について　６０頁
議第４０号　各務原市農業委員会委員の任命について　６２頁
議第４１号　各務原市農業委員会委員の任命について　６４頁
議第４２号　各務原市農業委員会委員の任命について　６６頁
議第４３号　各務原市農業委員会委員の任命について　６８頁
議第４４号　各務原市農業委員会委員の任命について　７０頁
議第４５号　各務原市農業委員会委員の任命について　７２頁
議第４６号　各務原市農業委員会委員の任命について　７４頁
議第４７号　各務原市農業委員会委員の任命について　７６頁
議第４８号　各務原市農業委員会委員の任命について　７８頁
議第４９号　各務原市農業委員会委員の任命について　８０頁
議第５０号　各務原市農業委員会委員の任命について　８２頁
議第５１号　各務原市農業委員会委員の任命について　８４頁
議第５２号　人権擁護委員候補者の推薦について　８６頁
議第５３号　人権擁護委員候補者の推薦について　８８頁
議第５４号　人権擁護委員候補者の推薦について　９０頁

議第１２号

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第１８条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第２２条を第２４条とし、第２１条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第２２条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２３条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）職員に対する育児休業に係る研修の実施

（２）育児休業に関する相談体制の整備

（３）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第１３号

各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

国民保護協議会の書面決議に関する規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

各務原市国民保護協議会条例（平成１８年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

４　会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第１４号

各務原市消防団条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

消防団員に出動報酬を支給するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団条例の一部を改正する条例

各務原市消防団条例（昭和３８年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第１２条及び第１３条を次のように改める。

（報酬）

第１２条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

２　団員には、別表第１に定める額の年額報酬を支給する。

３　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第２に定める額の出動報酬を支給する。

４　災害に係る職務に同一の日において７時間４５分を超えて従事した場合又は２以上の日にわたって引き続き従事した場合においては、これらの日における災害に係る職務は、７時間４５分をもって１日とみなし、７時間４５分未満の端数があるときは、その端数を１日とみなす。

５　報酬の支給方法については、各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３８年条例第２６号）の定めるところによる。

（費用弁償）

第１３条　団員が災害に係る職務に従事した場合は、費用弁償を支給するものとし、その額は、１回につき２００円とする。

２　前項に定める場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、団長及び副団長にあっては各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和４０年条例第１２号）に規定する８級の職務にある者の旅費額に相当する額を、その他の団員にあっては同条例に規定する５級の職務にある者の旅費額に相当する額を費用弁償として支給する。

３　費用弁償の支給方法については、各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

別表中「報酬の額（年額）」を「年額報酬の額」に改め、同表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第１２条関係）

区分	出動報酬の額
災害の場合	１日につき８，０００円

警戒の場合	１回につき１，５００円
訓練等の場合	１回につき１，５００円

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の職務（同日前から引き続く職務を除く。）に係る出動報酬及び費用弁償について適用し、同日前の職務及び同日以後の職務（同日前から引き続く職務に限る。）に係る費用弁償については、なお従前の例による。

議第１５号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書を削る。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

３　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４０号）附則第７０条第１項及び第７１条第１項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議第１６号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表２０の項第７号中「１１万円」を「９万８，０００円」に改め、同項第９号中「１万７，０００円」を「１万５，０００円」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第１７号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例(昭和３８年条例第９号)の一部を次のように改正する。

第９条の３中「第１９条」の次に「及び第１９条の４」を加え、同条第１号ウ中「第８１条の２第４項」を「第８１条の２第５項」に改め、同号エ中「第８１条の２第９項第２号」を「第８１条の２第１０項第２号」に改め、同条第２号エ中「第７２条の３第１項」の次に「及び第７２条の３の２第１項」を加える。

第１３条の６の２中「第１９条」の次に「及び第１９条の４」を加え、同条第２号イ中「第７２条の３第１項」の次に「及び第７２条の３の２第１項」を加える。

第１９条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第１９条の３の次に次の１条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第１９条の４　当該年度において、その世帯に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１３条又は第１３条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額（第１３条第２項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第４項に規定する場合を除く。）。

２　第１３条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第３項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１３条又は第１３条の５」とあるのは「第１３条の６の６又は第１３条の６の１０」と、「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の６の６第２項」と、「第４項」とあるのは「第６項において読み替えて準用する第４項」と、前項中「第１３条第３項」とあるのは「第１３条の６の６第３項」と読み替えるものとする。

４　当該年度において、第１９条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする。

（１）第１３条又は第１３条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第１９条第１項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに

掲げる割合を乗じて得た額（第１３条第２項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

（２）前号に掲げる額に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額（第１３条第２項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

５　第１３条第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第３項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

６　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第４項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１３条又は第１３条の５」とあるのは「第１３条の６の６又は第１３条の６の１０」と、「第１３条第２項」とあるのは「第１３条の６の６第２項」と、前項中「第１３条第３項」とあるのは「第１３条の６の６第３項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１９条の４の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第１８号

各務原市百歳祝い金条例を廃止する条例について

各務原市百歳祝い金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

百歳祝い金を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市百歳祝い金条例を廃止する条例

各務原市百歳祝い金条例（平成１８年条例第１０号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第１９号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

予防接種事故対策調査委員会等を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例（令和３年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表第１市長の部各務原市予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

各務原市予防接種事故対策調査委員会	市が実施した予防接種により発生した事故、その事後対策等について調査審議すること。	８人	（１）保健医療関係団体の役員等 （２）医師	委嘱の日から調査審議が終了するまで
各務原市胃がん検診運営委員会	市が実施する胃がん検診の運営及びその評価について必要な事項を調査審議すること。	７人	（１）医療関係団体の役員等 （２）医師 （３）関係行政機関の職員	２年

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第２０号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

産業振興ビジョン策定委員会等を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

第１条　各務原市附属機関設置条例（令和３年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表第１市長の部各務原市自殺対策計画策定委員会の項の次に次のように加える。

各務原市産業振興ビジョン策定委員会	各務原市産業振興ビジョンの策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	８人	（１）学識経験を有する者 （２）商工業団体その他の団体の役員等	委嘱の日から調査審議が終了するまで
各務原市文化会館特定天井改修工事工法選定委員会	文化会館の特定天井（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３９条第３項に規定する特定天井をいう。）の改修工事の工法の選定について審査すること。	５人	（１）建築技術に関し優れた識見を有する者 （２）文化会館の管理に関し優れた識見を有する者 （３）文化会館の利用団体の代表者	委嘱の日から審査が終了するまで

別表第１教育委員会の部各務原市学校給食センター物資選定委員会の項の前に次のように加える。

各務原市学校建替基本方針策定委員会	各務原市学校建替基本方針の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	１０人	（１）学識経験を有する者 （２）学校教育関係者 （３）地域団体その他の団体の役員等 （４）その他教育委員会が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで

第２条　各務原市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第１市長の部各務原市文化会館特定天井改修工事工法選定委員会の項を削る。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

議第２１号

各務原市学校給食費に関する条例について

各務原市学校給食費に関する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

学校給食費を公会計化するため、この条例を定めようとする。

各務原市学校給食費に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号。次条において「法」という。）及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和３２年法律第１１８号。同条において「特別支援学校給食法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）学校給食　法第３条第１項及び特別支援学校給食法第２条に規定する学校給食をいう。

（２）学校給食費　学校給食に要する経費のうち、法第１１条第１項及び特別支援学校給食法第５条第１項に規定する経費その他の市が負担する経費以外の経費をいう。

（３）学校給食費負担者　学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者その他これに準ずる者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）をいう。

（学校給食の実施）

第３条　市は、市が設置する小学校、中学校及び特別支援学校において学校給食を実施するものとする。

（学校給食費の徴収）

第４条　市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

２　学校給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費の納付）

第５条　学校給食費負担者は、学校給食を受ける年度の５月から７月まで及び９月から翌年３月までの毎月末日（１２月にあっては、同月２５日）までに、規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、その日後において、

その日に最も近い休日等でない日とする。

２　市長は、前項に規定する納付期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

（学校給食費の減免）

第６条　市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議第２２号

各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例について

各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

学校給食センター運営委員会の監査委員を廃止する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例

各務原市学校給食センター条例（昭和４７年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「１５人」を「１３人」に改める。

第９条第１項を次のように改める。

委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合において最初に会議を開くときは、教育委員会が招集する。

第９条第２項及び第３項中「委員会」を「会議」に改め、同条に次の１項を加える。

４　委員長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。

第１１条を削り、第１２条を第１１条とする。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１１条を削り、第１２条を第１１条とする改正規定は、令和５年８月１日から施行する。

議第２３号

各務原市文化財保護条例の一部を改正する条例について

各務原市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

文化財審議会の書面決議に関する規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市文化財保護条例の一部を改正する条例

各務原市文化財保護条例(昭和５２年条例第１０号)の一部を次のように改正する。

第３３条に次の１項を加える。

３　会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。この場合においては、前２項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第２４号

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（令和元年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号アからクまで以外の部分を次のように改める。

都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第２９条の９第１号から第６号までに掲げる区域のほか、同条第７号の土地の区域として次に掲げる土地の区域を含まないこと。

第３条第１項第３号中エからカまでを削り、キをエとし、クをオとする。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第２５号

各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例について

各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

建築審査会の書面決議に関する規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市建築審査会条例の一部を改正する条例

各務原市建築審査会条例（平成１５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（会議の特例）

第６条　会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。この場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第２６号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起　　点 終　　点	重要な経過地
市道 蘇北７９９号線	各務原市蘇原申子町３丁目２４番１１　　地先から 各務原市蘇原申子町３丁目２４番９　　地先まで	
市道 那１１５２号線	各務原市那加前洞新町１丁目５０番１４　　地先から 各務原市那加前洞新町１丁目５０番７　　地先まで	
市道 那１１５３号線	各務原市那加前洞新町５丁目１２６番２　　地先から 各務原市那加前洞新町５丁目１２６番３　　地先まで	

資料

市道認定路線図

1:1500

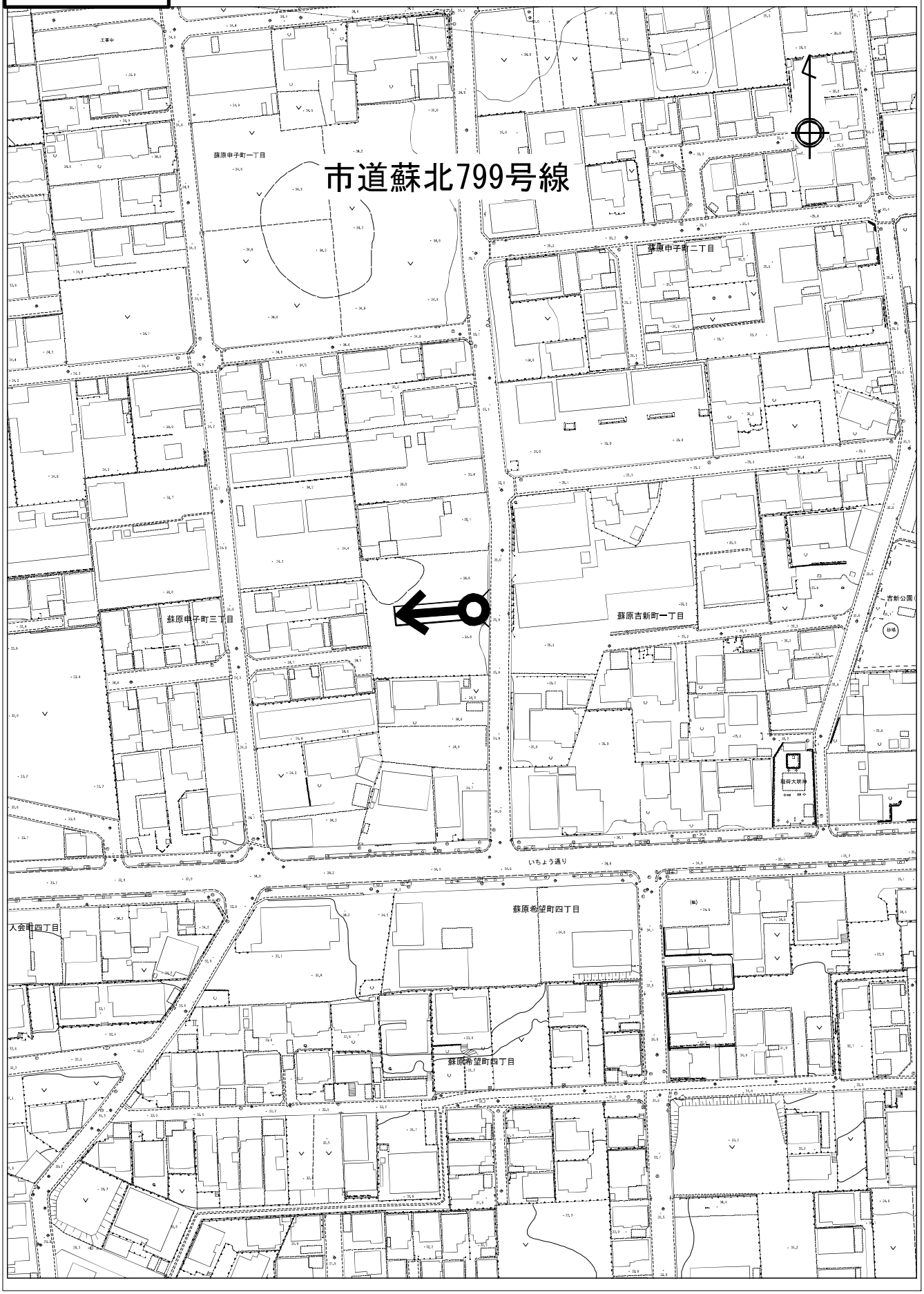

資料

市道認定路線図

1:1500

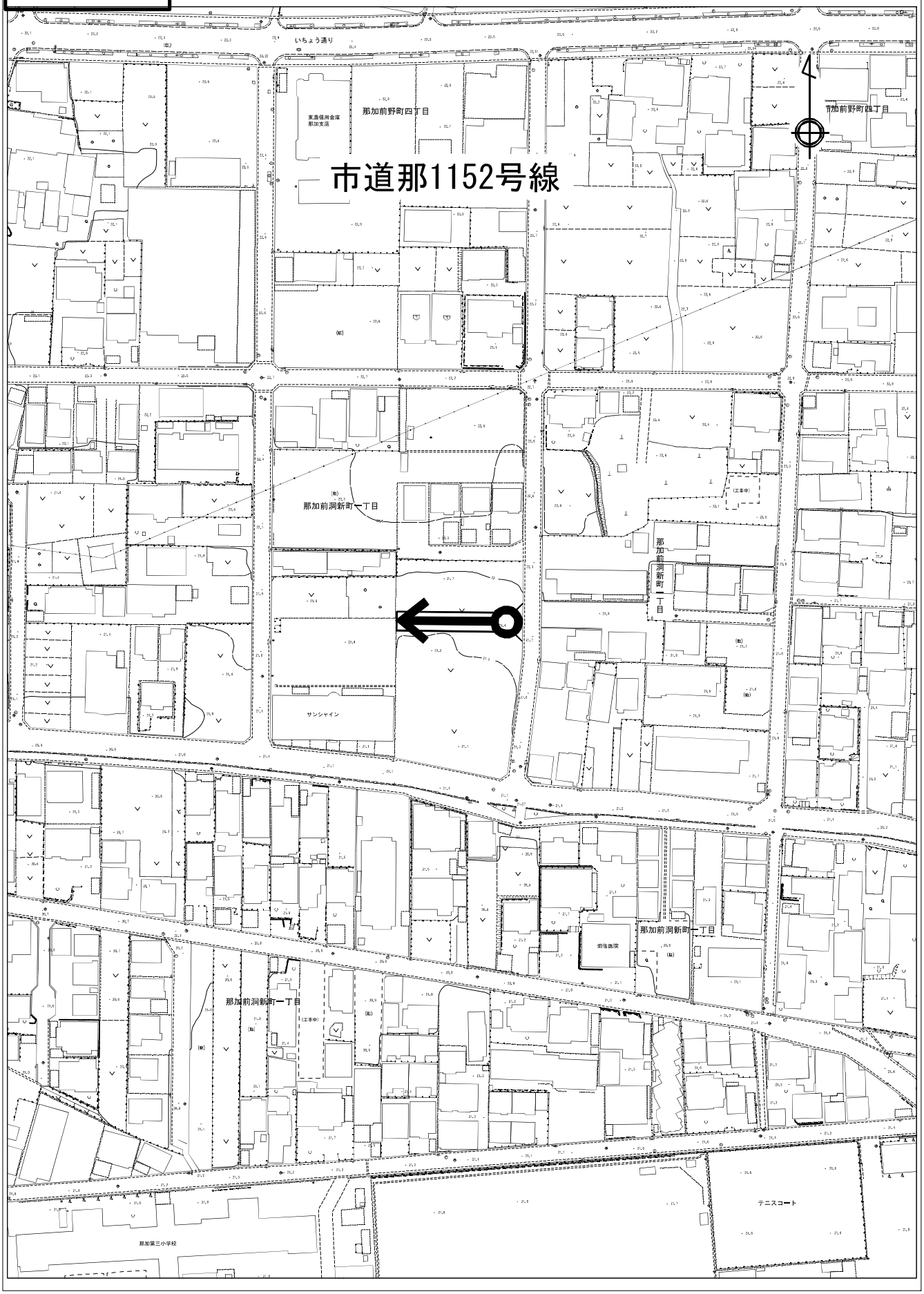

資料

市道認定路線図

1:1500

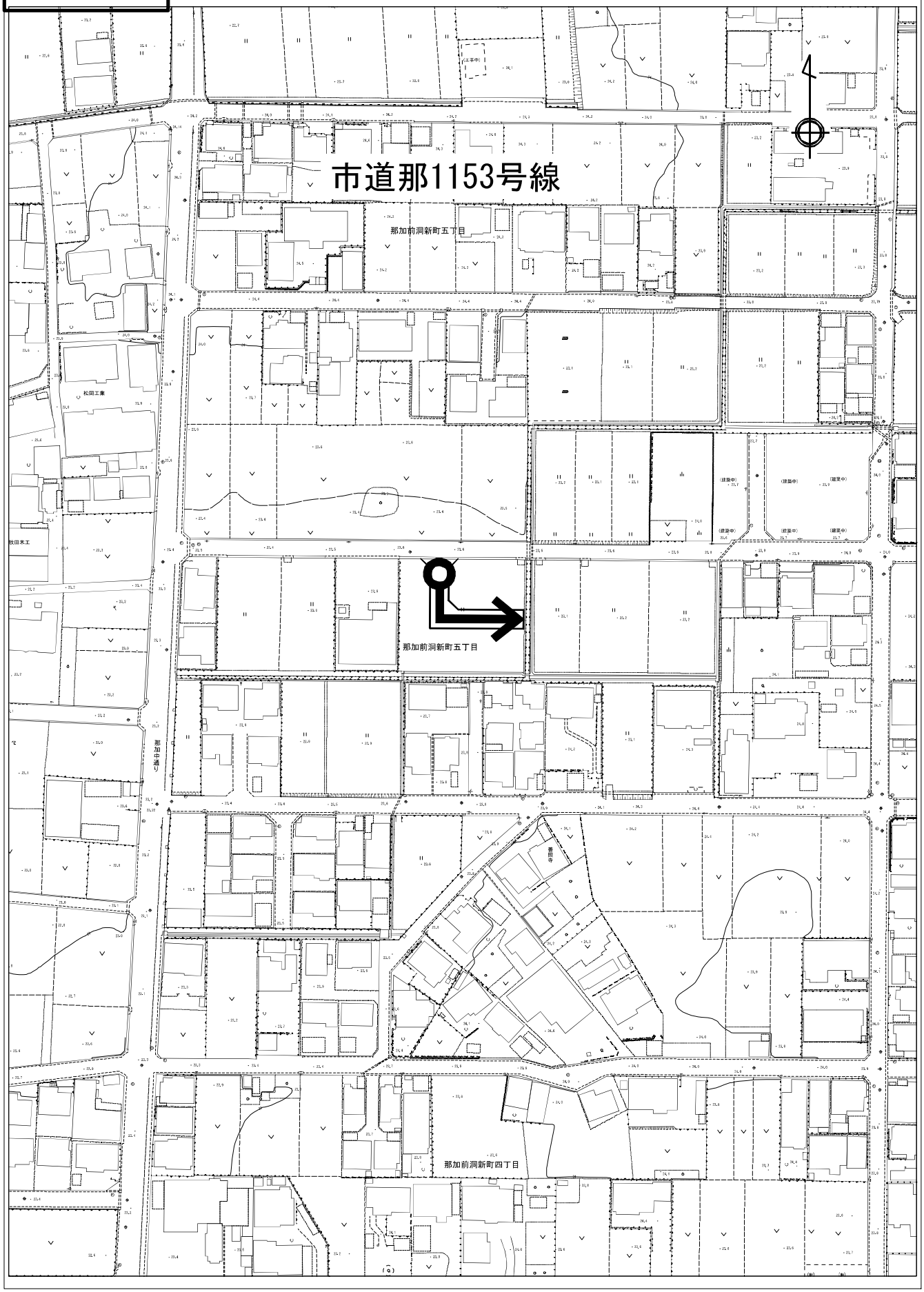

議第２７号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

既設の道路を市道として認定しようとする。

路線名	起　　点	重要な経過地
	終　　点	
市道 那１１５４号線	各務原市那加前洞新町１丁目１８７番１　　地先から	
	各務原市那加前洞新町１丁目１８４番　　地先まで	

資料

市道認定路線図

1:1500

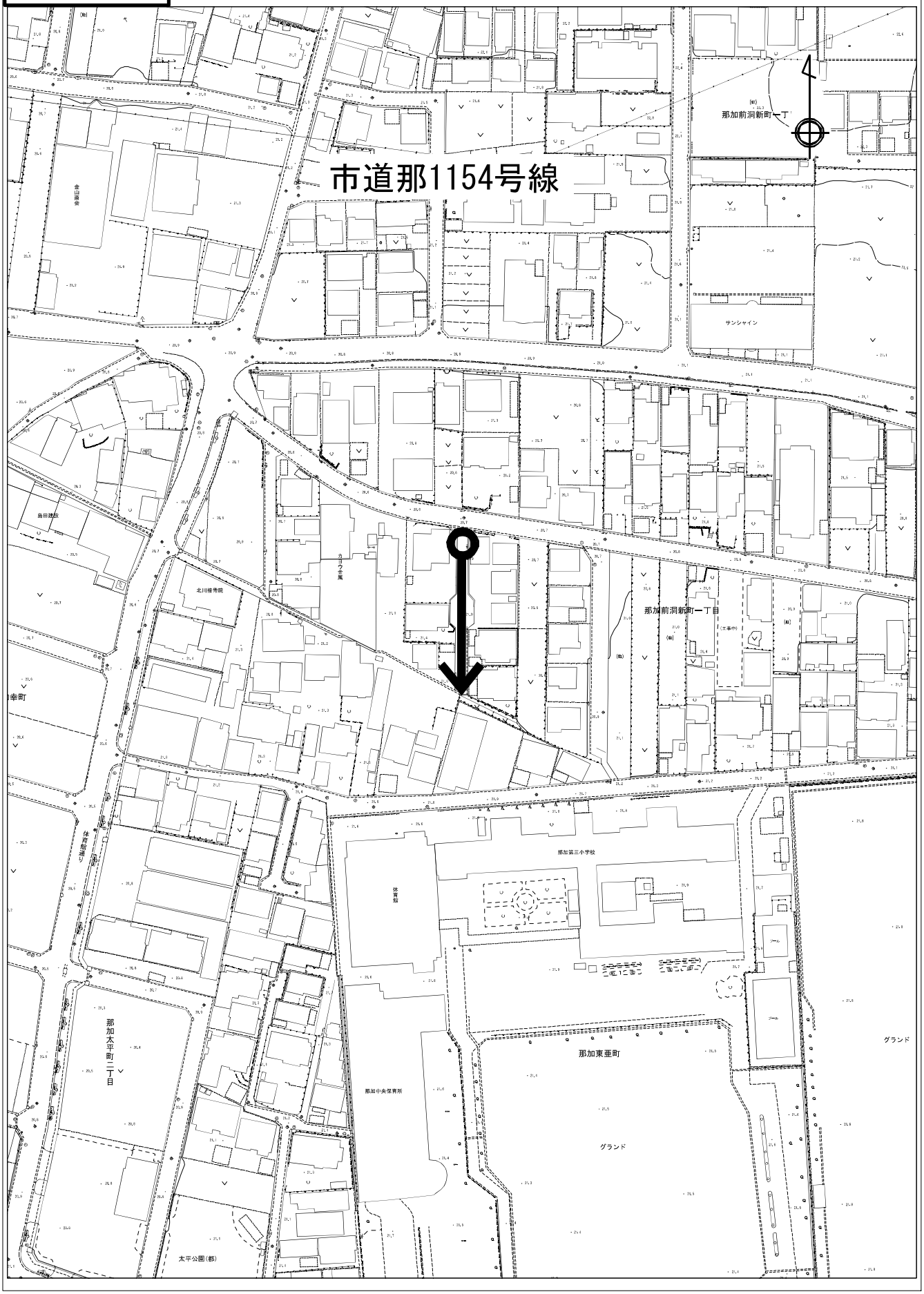

議第２８号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

商業拠点の再形成に伴い、市道を廃止しようとする。

路線名	起　　点	重要な経過地
	終　　点	
市道 那１０９２号線	各務原市那加緑町３丁目１３番　　地先から	
	各務原市那加緑町３丁目１５番　　地先まで	

資料

市道廃止路線図

1:1500

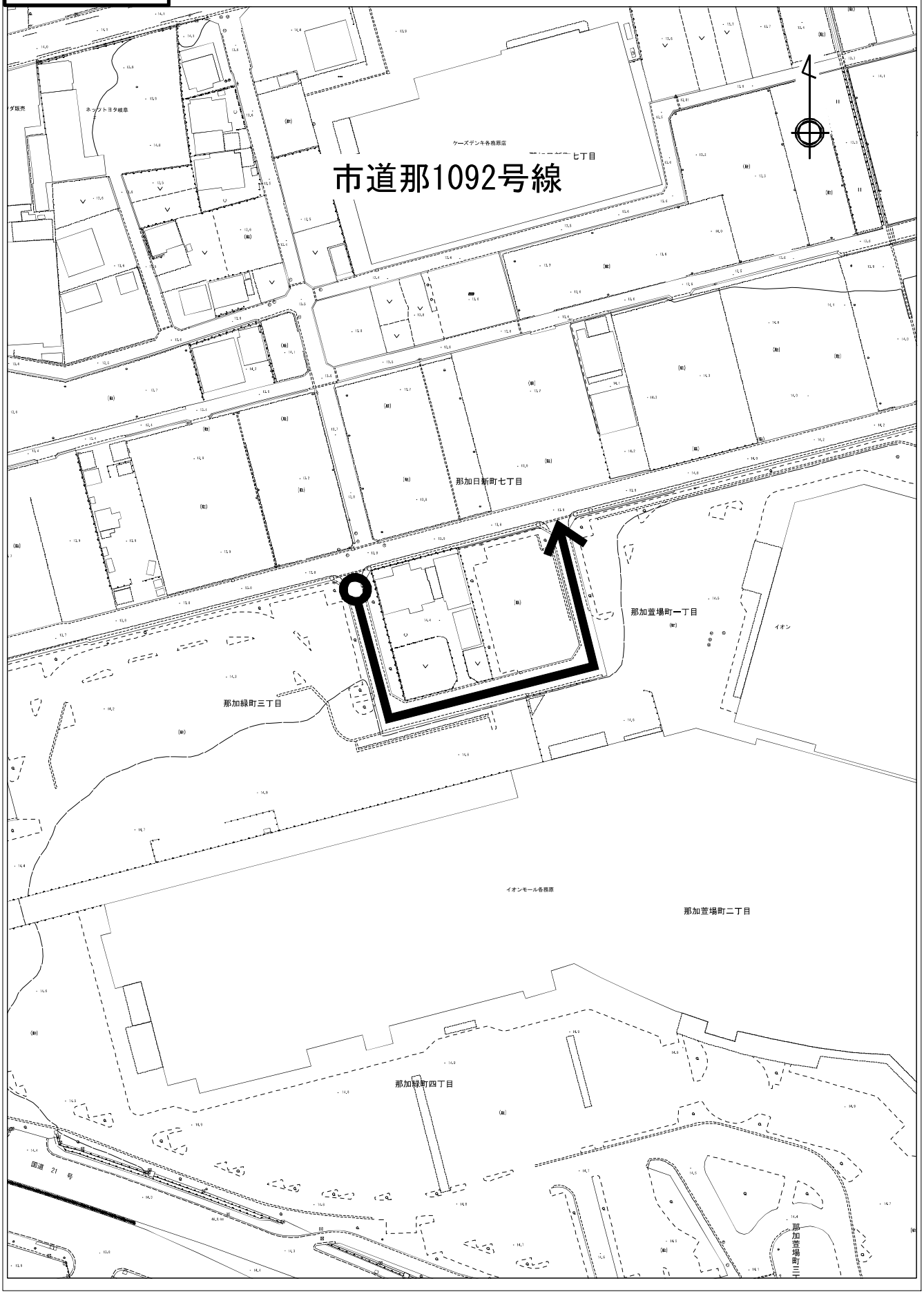

議第２９号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　東京都世田谷区成城※※※※※※※※
氏　　名　　大　友　克　之
生年月日　　昭和４１年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員大友克之氏の任期が３月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第３０号

各務原市監査委員の選任について

各務原市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市蘇原野口町※※※※※※※※
氏　　名　　楢　谷　清　美
生年月日　　昭和４５年※※月※※日

提案理由

各務原市監査委員楢谷清美氏の任期が３月２８日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第３１号

各務原市公平委員会委員の選任について

各務原市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市鵜沼各務原町※※※※※※※
氏　　名　　志　賀　一　弘
生年月日　　昭和２８年※※月※※日

提案理由

各務原市公平委員会委員志賀一弘氏の任期が３月３１日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第３２号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市那加信長町※※※※※※※※
氏　　名　　永　井　孝　幸
生年月日　　昭和３９年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員廣瀬悟道氏の死去に伴い、その後任に永井孝幸氏を選任しようとする。

議第３３号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市那加長塚町※※※※※※※※
氏　　名　　浅　野　諭　孝
生年月日　　昭和２６年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、浅野諭孝氏を任命しようとする。

議第３４号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市鵜沼大伊木町※※※※※※※
氏　　名　　伊　藤　強
生年月日　　昭和３１年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、伊藤強氏を任命しようとする。

議第３５号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市小佐野町※※※※※※※※※
氏　　名　　岩　井　孝　朗
生年月日　　昭和３５年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、岩井孝朗氏を任命しようとする。

議第３６号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市川島河田町※※※※※※※※
氏　　名　　岩　田　宰
生年月日　　昭和２５年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、岩田宰氏を任命しようとする。

議第３７号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市各務おがせ町※※※※※※※
氏　　名　　後　藤　善　美
生年月日　　昭和２１年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、後藤善美氏を任命しようとする。

議第３８号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市那加西市場町※※※※※※※
氏　　名　　坂　井　利　秋
生年月日　　昭和２２年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、坂井利秋氏を任命しようとする。

議第３９号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市前渡東町※※※※※※※※※
氏　　名　　永　井　博　幸
生年月日　　昭和２６年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、永井博幸氏を任命しようとする。

議第４０号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市須衛町※※※※※※※※※※

氏　　名　　早　川　信　司

生年月日　　昭和２６年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、早川信司氏を任命しようとする。

議第４１号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市蘇原伊吹町※※※※※※※※
氏　　名　　河　合　正　嘉
生年月日　　昭和２１年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員河合正嘉氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４２号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市那加前野町※※※※※※※※
氏　　名　　川　嶋　綱　男
生年月日　　昭和２６年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員川嶋綱男氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４３号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市鵜沼西町※※※※※※※※※
氏　　名　　木　野　昇
生年月日　　昭和１７年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員木野昇氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４４号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市蘇原坂井町※※※※※※※※
氏　　名　　小　林　始
生年月日　　昭和２２年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員小林始氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４５号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市鵜沼三ツ池町※※※※※※※
氏　　名　　櫻　井　千　佳　子
生年月日　　昭和４９年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員櫻井千佳子氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４６号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※
氏　　名　　土　屋　輝　男
生年月日　　昭和２２年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員土屋輝男氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４７号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市蘇原宮代町※※※※※※※※
氏　　名　　横　山　裕
生年月日　　昭和２０年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員横山裕氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４８号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市鵜沼古市場町※※※※※※※
氏　　名　　阿　部　治　徳
生年月日　　昭和３０年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員阿部治徳氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第４９号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市那加浜見町※※※※※※※※
氏　　名　　小　島　健　司
生年月日　　昭和３５年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員小島健司氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第５０号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市山脇町※※※※※※※※※※

氏　　名　　佐　々　木　清

生年月日　　昭和２９年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員佐々木清氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第５１号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市蘇原飛鳥町※※※※※※※※
氏　　名　　藤　井　皆　夫
生年月日　　昭和２４年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員藤井皆夫氏の任期が４月２６日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第５２号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市蘇原青雲町※※※※※※※※
氏　　名　　梶　川　清　美
生年月日　　昭和３２年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員金武菊代氏の任期が６月３０日に満了するため、その後任の候補者に梶川清美氏を推薦しようとする。

議第５３号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市尾崎南町※※※※※※※※※
氏　　名　　臼　井　喜　久　枝
生年月日　　昭和３３年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員臼井喜久枝氏の任期が６月３０日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第５４号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和４年２月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

住　　所　　各務原市川島松倉町※※※※※※※※
氏　　名　　廣　井　治　美
生年月日　　昭和２９年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員廣井治美氏の任期が６月３０日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。